

岩手県告示第411号

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号。以下「法」という。）第14条第2項の規定により、知事を所轄庁とする助成対象学校法人が計算書類及びその附属明細書について受ける公認会計士又は監査法人の監査を次のとおり定め、令和7年度の計算書類及びその附属明細書に係る監査から適用する。

令和7年6月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）（法附則第2条の2第1項の社会福祉法人にあつては、学校法人会計基準又は一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準）の定めるところに従つて、会計処理が行われ、計算書類及びその附属明細書が作成されているかどうかについての監査を受けること。